

山形村観光協会キャラクター「やまっち」着ぐるみ利用規程

（目 的）

第1条 この規程は、山形村観光協会イメージキャラクター「やまっち」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の有効な利用を図るため、必要な事項を定める。

（使用申込書の提出）

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は10日前までに「やまっち着ぐるみ使用申請書」を山形村長（以下「村長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

（貸出の承認）

第3条 村長は、前条に規定する申請書の提出があった場合、当該申請書の内容を審査し、その内容が山形村のイメージアップに繋がると認められるときは、着ぐるみの貸出を承認する。

ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは貸出を認めない。

- （1） 山形村及び山形村観光協会の品位を傷付け、又は正しい理解の妨げになるとき。
- （2） 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- （3） 法令もしくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4） 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、もしくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- （5） 個人、ないしグループのみのために使用するとき。あるいは個人ないしグループの注目を集めるために使用するとき。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、村長が着ぐるみの使用について不適当と認めたとき。

（貸出方法）

第4条 貸出しは次の方法に従って行う。

- （1） 使用者は原則として山形村観光協会事務局に来局して、使用要領の説明を受け、たうえで着ぐるみを受け取り、使用後は責任を持って速やかに返却するものとする。
- （2） 貸出に伴う搬入出、運搬は使用者が行うものとする。

（負担金）

第5条

- （1） 使用、または使用した結果が収益に結びつく場合、もしくは使用するイベントが

収益事業である場合は、維持管理費として1回1日につき5,000円徴収するものとする。

(2) 使用者が収益事業でない場合、もしくは公共機関等の場合は無料とする。

また、特に村長が認めた場合は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込の記載どおりに使用すること。
- (3) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (4) 雨天や降雪時など悪天候の場合は屋外で絶対に使用しないこと。
- (5) 着ぐるみを損傷、紛失しないよう善良な管理をすること。
- (6) その他村長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用承認の取消)

第7条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかった場合、またはその他この規程に反したときは、その使用の承認を取り消すとともに、その使用者への貸出は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、山形村はその責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、報告相談のうえ使用者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に戻したうえで返却しなければならない。

(責任の制限)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対して山形村は一切その責めを負わない。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの扱いについて必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この規程は平成23年9月16日より施行する。

この規程は平成25年7月10日より施行する。

この規程は令和7年6月26日より施行する。